



訪問販売・サイドビジネス商法等の契約解除には、 「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メールや事業者のウェブサイトの専用フォームなどの電子媒体に加え、ハガキで通知することもできます。

■クーリング・オフについて(メール等の場合)

契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に通知します。

送信したメールは大切に保存してください。ウェブサイトの専用フォーム等は、画面のスクリーンショットを大切に保存してください。

支払った代金は、全額返金を請求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。

※ハガキなど文書で通知する場合も、メールの記載例と同内容を記載し、「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。ハガキの両面をコピーし、大切に保管してください。

■メールの記載例

宛先: xxxx@xxxx.co.jp

件名: クーリング・オフ通知

〇〇株式会社 御中

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇〇円

販売会社 〇〇株式会社〇〇〇営業所

担当者 〇〇〇〇氏

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

令和〇年〇月〇日

群馬県〇市〇町〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇〇〇

■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

- 訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等)
- 特定継続的役務提供(エステティックサロン・語学教室等)
- 電話勧誘販売
- 訪問購入(いわゆる訪問買取)

8日間

- 業務提供誘引販売取引(サイドビジネス商法等)
- 連鎖販売取引(マルチ商法)

20日間

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。◆消耗品(化粧品・健康食品)で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフについて分からないときは、悩まず、消費生活センターに相談してください。

困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

群馬県消費生活センター(日曜日、祝日、年末年始は休み)

県庁昭和庁舎 1 階 ☎027-223-3001

○月～金曜日: 9時～16時30分(電話、来所) ※来所相談は予約制

○土 曜 日: 9時～12時/13時～16時30分(電話のみ)



- 前橋市消費生活センター ☎027-898-1755
- 高崎市消費生活センター ☎027-327-5155
- 桐生市消費生活センター ☎0277-40-1112
- 伊勢崎市消費生活センター ☎0270-20-7300
- 太田市消費生活センター ☎0276-30-2220
- 沼田市消費生活センター ☎0278-20-1500
- 館林市消費生活センター ☎0276-72-9002
- 渋川市消費生活センター ☎0279-22-2325
- 藤岡市消費生活センター ☎0274-20-1133
- 富岡市消費生活センター ☎0274-63-6066

- 安中市消費生活センター ☎027-382-2228
- みどり市消費生活センター ☎0277-76-0987
- 甘楽町消費生活センター ☎0274-74-3306
- 玉村町消費生活センター ☎0270-20-4020
- 板倉町消費生活センター ☎0276-82-7830
- 明和町消費生活センター ☎0276-84-3299
- 大泉町消費生活センター ☎0276-63-3511
- 邑楽町消費生活センター ☎0276-47-5047
- 吾妻郡消費生活センター ☎0279-75-1166

※相談できる曜日や時間は消費生活センターによって異なります。